

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和6年6月25日(火曜日)
午前9時30分～午前10時26分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 井 上 敬 副委員長
 三 好 睦 子 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
 戎 屋 昭 彦 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 竹 下 駿 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 荒 山 光 広 議 長
- 6 出席した事務局職員
 岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 志 賀 雅 彦 副 市 長 井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 長
 佐々木 靖 司 市 民 福 祉 部 次 長 沓 野 純 枝 市 民 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、教育民生委員会を開会します。

議長、報告事項などありましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） ございませぬ。

○委員長（末永義美君） それでは、さきの本会議において、本委員会に付託されました議長提出議案4件について審査し——市長提出議案4件について審査しますので、御協力をお願いします。

また、執行部及び委員の皆さんには、簡潔な説明と審議に努められますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案第57号美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。執行部より説明を求めます。佐々木市民福祉部次長。お願いします。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） それでは説明します。

これは、本年3月29日付で、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですが、これまで1つの地域包括支援センターが担当する圏域における第1号被保険者、おおむね3,000人から——失礼しました。3,000人以上6,000人未満ごとに専門職種として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を専従又は常勤職員としてそれぞれ1名配置することとされていましたが、このたびの改正により、地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認めた場合、又は第1号被保険者数の数やセンターの運営状況を勘案し必要と認めた場合において、専門職種の配置について常勤換算方法を可能とするとともに、複数の圏域の高齢者数を合算し、専門職員を地域の実情に応じて柔軟に配置することができるよう所要の改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

今説明がありましたけど、現状はどうなんでしょうか。美祢市の現状についてお尋ねします。

経営状況じゃなくて、事業の形態と職員数っていうか、職員の——職員数ですね、職種についてもお尋ねいたします。職種は、主任ケアマネと保健指導社会福祉士なんですけれど、それぞれ各職場に何人いらっしゃるのかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、現状ですが、美祢市は、2つの日常生活圏域を設定しておりまして、美祢側が1つ、そして美東・秋芳側に美祢東地域ということでもう1つ、2つの日常生活圏域で事業を行っております。

これは、生活に密着した区域ということで、医療や福祉、それから交通等いろいろなものを勘案して、2つの日常生活圏域を設定しております。

美祢側のほうは、市役所福祉課にございます美祢市地域包括センターが——支援センターが直営で運営、美祢東側においては、民間の社会福祉法人に委託をしまして、美東東側のほうを委託運営ということで運営をしております。

御質問にありました職員数ですが、それぞれの地域包括支援センターにおいて、3職種、最低——失礼しました。3職種で保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、それぞれ最低3名ずつは配置が必要とされておりますが、美祢側のほうは直営ですが、常勤と非常勤にあたる会計年度任用職員を含めて、7名程度、美祢市には在職しておりますし、委託先の美祢東側においては6.5人であったと記憶しておりますが、その人数で、それぞれ運営をしている状況であります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 委託——直営と委託とあるって聞きましたけれど、職員さんの労働条件といいますか、待遇っていうのはどのように、同じわけではないと思う

んですけど、同じかどうかまずお尋ねして、この今のこの案なんですけれど、それぞれ兼ねることができるということなんですけれど、この待遇とか違うのかどうか、そのところをどのようにされるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの三好委員の質問ですが、市直営の公務員で運営するスタイルと民間に委託した社会福祉法人さんの労働条件ないし待遇というのは必ずしも一致するものではないというふうに考えております。

このたびのこの条例の改正は、常勤換算を取り入れたり、複数の圏域で相互の助け合いといいますか、職員間、専門職の補助、カウントの仕方がしっかり緩和されてるといふこの背景には、社会全体で介護を支える専門職の人材の確保が非常に困難になってきているという社会情勢を踏まえて、国のほうで省令改正が行われたものになります。

つまり、事業者側の現状に沿った配置ができるような緩和した改正になりますので、必ずしも労働条件を今の状態から悪化させるというような趣旨の改正のものではないというふうには考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 3ページなんですけど、この条例は交付の日から施行するとありますが、これについてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 三好委員の御質問にお答えします。

最初の説明のときに申し上げましたとおり、国のほうでは、本年4月1日から省令は既に改正されており、その省令を参照する自治体においては、猶予期間1年間の間に条例を改正することと猶予期間が設けてございます。

本議会で御議決をいただければ、その費用も御議決いただいた日をもって交付、それから運用とさせていただこうとは思っておりますが、現時点でこの美祢の2地域において、緩和——職員人員基準の緩和を直ちに運用させるということは、現在のところ考えておりません。

以上です。

○委員長（末永義美君） では、そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） まず、この議案に反対をいたします。

厚労省が——この件は、厚労省が提案した緩和策なんです、この緩和策、このような内容では、緩和に——緩和策なんですけれど、地域包括支援センター、これをよくしていこうと思えば、人材の——人材が少なくなるということなんですけれど、その対応ということなんです、今回も介護報酬が引き上げられています。

そして、人材不足になるということは、この介護報酬をもう少しケア労働者の方を賃金上げていくことが本当に解決策になると思います。そういう面から見て、この条例には反対いたします。議案に反対いたします。

○委員長（末永義美君） そのほかはございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 今、反対意見、三好委員が言われた。私は賛成意見で言わせていただきます。

この条例は今緩和されるということで、いろんな保健師、社会福祉士、介護職の方々が共有して仕事できるという条例の緩和で、今からこの1年間持つて、美祢のほうでは状況を見て行動していくということでございますから、その辺りを考えますと、まだまだ十分改善の余地もあると思いますし、いろんな職員の方のことも取り入れられると思いますから、ぜひそのためにも、この条例をやっていっていただきたいと思います。賛成意見とします。

○委員長（末永義美君） そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第57号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議題第57号は原案のとおり可決されました。（発言する者あり）議案第57号、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号令和6年度美祢市国民健康保険事業税特別会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） それでは説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,280万3,000円とするものであります。

初めに、歳出について、10ページ、11ページを御覧ください。

1目一般管理費、説明欄003一般管理経費を320万7,000円追加をしております。

内訳として、印刷製本費を2万5,000円、電算システム改修委託料を318万2,000円それぞれ追加しております。

これは、令和5年6月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、この改正のうち、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、関係政令により、施行期日を本年12月2日とされ、施行日以降、健康保険証の発行を終了し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることとなります。

これに伴いまして、周知広報用リーフレットの作成経費として印刷製本費を、また、マイナ保険証による電子資格確認を受けることができない状況にある方へ交付する資格確認書等の出力機能などを備えるためのシステム改修を行う経費として、委託料を追加するものであります。

なお、特定財源として、国庫支出金において同額の320万7,000円を追加しております。

続きまして、その下、2目疾病予防費、003ワクチン接種助成事業を101万6,000円追加しております。

これは、このたび市が実施する带状疱疹予防接種に係る助成事業について、国民健康保険被保険者への助成を保健事業として実施するため追加するものであります。

続きまして、歳入について、8ページ、9ページに戻っていただき、1目国民健康保険基金繰入金を101万6,000円追加しております。

これは、このたび歳出で追加しましたワクチン接種助成事業の財源として、国民健康保険基金からの繰入金を同額追加するものであります。

その下、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金を320万7,000円追加し

ております。

これにつきましても、このたび歳出で追加した一般管理経費の財源として、国庫補助金を同額追加するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。
藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 2点、質問いたします。

まず1点目、今回のシステム改修っていうか改良ですか、マイナ保険証、この10月実施とその前提でシステムの変更開始、変更するというお話です。

本件については、やはりいろいろマイナ保険証移行について議論はあるんですけども、一応方針として、10月から実施ということになると思うんですが、具体的に今、このシステムの改良というかすれば、例えば市立病院、美東病院も10月から、確実にマイナ保険証使用ということの移行ができるのか。

あるいはそれ以外の一般病院、あるいは薬局というか、こういうところでもですね、本当に、確実にマイナ保険証の使用ということで、診療、あるいは薬等がもらえるのか、この辺、どうなのかっていうことが1点。

もう1点は、带状疱疹の予防ワクチンの助成です。

これについては、山口市も既に実施されているように聞いてますし、実際問題として、このワクチンを助成するというので、どのぐらいの受診者っていうか、これを使って、本当にワクチン打とうということがあるのか。

すなわち、今現状、带状疱疹で実際に診察を受けられてるような、これは確か50歳以上だったですかね、対象が、ですけども、その受診率が上がるとか、その辺はどういうふうにお考えで、この助成制度を導入されたか、この2点お聞きします。

○委員長（末永義美君） 藤井委員、今、開始が10月とおっしゃった。開始は12月なんですよ。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの説明だと10月というふうにお聞きしたけど（発言する者あり）12月ですか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまのマイナ保険証に係る受診について、マイナ保険証に切り替わった場合、市立病院を含めて、薬局等でも受診が可能であるのかと

いう御質問だったかと思いますが、この法改正の前に、既にオンラインの資格確認というところで、令和5年の4月に、オンラインの資格確認という義務化が医療機関や薬局に行って——等で義務化がされております。

ですので、今現在、マイナ保険証又は被保険者証による医療機関での記号番号の入力によって、オンライン資格確認ができる状況になっておりますので、この法の施行後、12月2日以降、市立2病院を含めて、薬局等でも引き続き診療は可能だというふうに考えております。以上でございます。

1点目の御質問については以上でございます。

○委員長（末永義美君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 2点目の带状疱疹ワクチンの関係でございます。

今現在、市民の方がどのぐらい接種されていらっしゃるのかというデータは手元に持ち合わせておりません。

ただ、このたびの補正予算の提案に関しましては、50歳以上の市民の皆様方のうち、先行して実施されております宇部市、それから阿武町の平均接種率を見ますと、対象者のうち3%の方が接種をされておるというデータがございますので、今回の補正予算につきましても、対象人口の3%の方が接種されるであろうということで予算計上させていただいております。

で、全体では、50歳以上の方で、3月末現在ですが、1万3,958人対象の方がいらっしゃいますが、その3%ということで、422名、そのうち国保被保険者の方につきましては、50歳以上74歳以下の方になりまして、対象が3,597名、そのうち3%として、110名の方が接種されるということを見込んでおります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません、肝心なことを聞くの忘れたんですけど、予防ワクチンを接種するとなると、何ていうんですか、補助率っていうか、無料になるっていうことなんですか。

それとも、例えば5,000円今までかかってたら、半額補助しますよっていうか、その内容、助成率っていうか、そこはどうなってます。

○委員長（末永義美君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 接種費用の助成率でございますが、まずワクチンに

については、2種類のワクチンがございます。

1つは、生ワクチンと言われるワクチンで、これは1回の接種で、接種後5年間、40から60%効果が持続するとされております。これについては、費用が6,000円から8,000円かかるというふうに言われておりまして、助成額は、この8,000円の半額で4,000円を計上しております。

それから、もう1種類の不活化ワクチンというワクチンがありまして、これについては、通常2か月の間隔を置いて2回接種することが必要となっておりますが、接種後9年間、平均89%効果が持続するとされております。ただ、その分、1回の接種費用も高額でございまして、1回当たりが約2万円かかるということで、その半額の1万円、これの2回分を助成額と見ております。

ですから生ワクチンについては、一生に1回限りで4,000円、不活化ワクチンについては2回接種が必要なため、1万円の2回分で2万円を助成するというところで、予算計上させていただいております。

この率につきましては、山口市等と同等で計算をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今のお話だと、対象となる50歳以上の方の3%ぐらいという前提で考えてますというお話でした。

実際問題として、3%という数字は、やはり非常に少ないんじゃないかっていう気はするんですね。例えば、これが半分ぐらいとかいうことであれば、その効果も大きいかなあと。

3%ということ的前提にこの助成をやるということは、効果そのものを狙うよりもそういうことをするよという、そういう何ていうか、何かやってるというふうなことの効果を狙ってるような気がして、本来的にやるのであれば、もっと効果のあること、あるいはせつかくやるのであれば、もっともっと宣伝とかする等ですすね、この接種率を上げるとか、そういうことをやるべきではないかなと。

私の周りにも、結構帯状疱疹で苦しんでる同年配の方いらっしゃいます。ただ、そういう人もまさか自分になるとはというふうな、そんなようなのが実感っていうか、やっとならなっているのは、なったら思うと思うんですね。

そういう意味でのせつかくの補助であれば、もう少し周知っていうか——いうこ

とをやるかというのが必要じゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（末永義美君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 3%という見込みが低いのではないかと、もっと広報等を行い、効果的な接種になるようにという御意見でございました。

この3%というのは、先ほど申しましたように、先行して実施されておる宇部市と阿武町の接種率の平均で想定したということの説明させていただきましたが、3%で良いというふうに考えておるわけではなく、まずスタートしてみないと、実際にどのぐらいの方が接種されるかということも分かりませんし、今年1年で終わる事業でもございません。今後も継続していく事業でございますので、その都度、状況を見ながら接種率については見直しを行い、なるべく早い段階で、対象者の方皆様に接種いただけるようにしたいと考えております。

なお、広報活動につきましても、各種事業の中であつたり、MYT文字放送、それから市報等いろんなところで予算御議決いただきましたら、積極的に、広報のほうも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

带状疱疹の件ですけれど、これは、国保の場合と一般予算書の概要の中の28ページなんですけれど、衛生費の中にも含まれておりますけれど、これは、国保と一般一—ですから一般会計の衛生費で、同じ带状疱疹予防接種事業があるわけなんですけれど、この財源には、国や県の財源補正——補助が、財源補助が入っております。

国保の会計をよく見ますと、国保の積立金っていうか、その国保会計の中から、繰入金から出てるわけなんですけれど、繰入金っていうことは、私たち国保の加入者が払って一定の積立てたっていうか、お金なんで、国保の管理者のお金なんですけれど、何で別仕立て、2つになつてるのか。国保加入者だけの（発言する者あり）そうです、そうです。なぜ、別なのかということをお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 先ほどの説明で、藤井委員の御質問のときに説明させていただきましたが、全体の必要経費を算出した後、国保被保険者分を差し引い

て、国保被保険者の分をこちらの補正予算に上げさせていただいております。

まず、なぜ国保加入者の費用については、国保特別会計からかという御質問ですが、国保加入者の疾病予防という観点、帯状疱疹を予防するということは、医療費もかからなくて済むということになりますし、そういった疾病予防の観点から国保被保険者の費用につきましても、国保会計から支出させていただきたいと考えておるところです。

それから、一般会計のほうは、国費、県費が入っているのではということで、先ほど予算の概要のことを言われました。28ページ、衛生費の中で予防接種事業というのがありますが、この表につきましても、6年度の補正予算ごとと5年度当初予算額が書かれておまして、全体の予算では、国支出金、県支出金、それから一般財源その他というふうにあります。予算書の中の23ページのほうに、一般会計ですが——を見ていただきますと、予防接種補助金は全額一般財源というふうになっております。

ですから、国保の方であろうが、その他の方であろうが、国費等が入っておらず、全て一般財源ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。

○委員（三好睦子君） 分かりました。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） これも先ほどちょっと聞き忘れましたが、マイナ保険証に移行後ってというのは、例えば、今の保険証を使えるっていう前提でマイナということになるんですか。それとも、もう12月2日からは完全にもうマイナの保険証に一本化されて、今の保険証はもう廃止っていうか、ということになるんですかね。そこはどうやったんですか。

○委員長（末永義美君） 杣野市民課長。

○市民課長（杣野純枝君） ただいまの御質問ですが、法の施行日、本年12月2日以降、健康保険証が使えなくなるか、マイナ保険証1本になるかという御質問だったかと思いますが、被保険者証は、施行日以前に発行されたものについては、その保険証の有効期限まではお使いいただけるようになっております。

で、国民健康保険、後期高齢者もですが、定期の更新を8月1日としております。

8月1日から有効期間を1年間としてお出ししておりますので、来年の7月31日までの被保険者証を一般的にはお出しをする予定にしております。ですので、来年の7月31日までは、被保険者証としてお使いいただけます。

当然、それまでにマイナ保険証にされていらっしゃる方については、そちらの保険証についても、御利用が可能だということでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

この带状疱疹ワクチンの接種について私一般質問いたしまして、これが実現できたものだと、私の質問でできたわけではありませんよ。国のいろんなあれでできたわけで、美祢市も実施されるようになったので、これについては、本当にいいと思っておりますが、このマイナ保険証といった1つの議案になっております。

マイナ保険証にはいろいろな問題がありまして、医療機関のほうとか、それから高齢者の方の使い方——マイナ保険証の使い方とか、いろいろまだまだ改善余地があります。

このマイナ保険証についても今回一般質問をするわけなんですけど、こうした面で、このマイナ保険証については反対しております。反対したいと思っておりますので、この議案がワクチンと一緒にしておりますからどうしたものかと思うわけですが、この議案にはまず、このマイナ保険証のウエイトが高いので、反対いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑ございませんか。御意見ございませんか。戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 今、反対意見出ましたので、賛成意見のほうで言わせていただきます。

今、三好委員はワクチンのほうが賛成、マイナンバーカードのほうはちょっとこれはあって、ただ、これは条例改正というか、システム改修の件でございますから、やはりそのシステムを改修することによってマイナンバーカードが使いやすく、市立病院等やっついこうという議案でございますから、来年度の話はちょっと別とし

まして、この議案については賛成したいと思います。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号令和6年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,419万4,000円とするものであります。

初めに、歳出について御説明をいたします。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

1目一般管理費、説明欄002一般管理業務として、電算システム改修委託料を38万1,000円追加しております。

これは、今年度の介護報酬改定に関連し、介護療養型医療施設のサービスが廃止となったことに伴い、介護認定審査会に係る関係様式が変更となり、これに対応するためシステムを改修するものであります。

続きまして、歳入について、ページを戻っていただき、8ページ、9ページですが、5目その他一般会計繰入金のうち、職員給与費等繰入金を38万1,000円追加しております。

これは、このたび歳出で追加した委託料の財源として同額を追加するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する御意見はありませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっと聞き逃してしまったんですけど、介護報酬の引下げともう1件言われました、あれ何でしたっけ。システム改修の（発言する者あり）療養型、すみません、お願いします。

○委員長（末永義美君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） 先ほどの御説明の中ですが、今年度の介護報酬改定に関連し介護療養型医療施設、このサービスがこの3月末をもって廃止となったということでございます。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 介護療養施設が廃止になったということなんですけれど、これは、確か医療院、これについて、ちょっと詳しくお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの御質問の介護療養型医療施設のサービスの内容についてですが、医療の必要性の高い要介護高齢者の方の長期療養の施設として、3月までサービスを行っておったところでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。三好委員。

○委員（三好睦子君） そのことで、介護の方たちが不都合になるということは考えられないのでしょうか。サービスの低下とか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの介護療養型医療施設のサービスが廃止になることによって、高齢者の方の生活に支障が出るのではないかという御質問だったかと思いますが、国のほうでは代替といいますか、転換をする施設として、介護医療院というサービスを新たに設けております。

これは、長期の療養のための医療と併せて、日常生活のお世話は介護を一体的に提供する施設というところで転換をする。基本的に転換をするという考えの下の介護療養型医療施設の廃止というふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

なぜかといいますと、いろんな介護の事業について、一番の基となるのは介護報酬なんですけど、この介護報酬の引下げっていうのが国が出しておりますが、この介護報酬の引下げ、これが全てに引っかかってくるので、そのシステムの改修ということについては、介護報酬引下げをするためのシステムの改修なので、ほかにも先ほどありました、介護療養型っていうこともありましたけれど、介護報酬の引下げが一番の問題があるので、この介護報酬の引下げにはもちろん反対いたしたいので、このシステム改修についても反対いたします。

○委員長（末永義美君） 今のところは、介護報酬は下げたんですかね。（発言する者あり）改定は。もう一度そこ。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） 介護報酬改定という御説明をした中で、サービスの廃止、そういう内容、基本報酬の引下げとか、引上げとかだけが介護報酬の改定ではなく、国の制度が変わった部分が全て介護報酬改定というふうに認識しておりますので、今回については、サービスが廃止されたということも改定の中の1つというふうに認識をして、御説明をいたしました。

以上です。

○委員長（末永義美君） それでは、ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは説明します。

御承知のとおり、本年12月2日、健康保険証の発行を終了し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行となり、施行日以降、現行の被保険者証の新規発行はされなくなります。これに伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約において、被保険者証等の要望は改正が必要となり、2ページ目の新旧対照表のとおり、第4条第1表第1——失礼しました。第4条別表第1に規定する関係市町の処理する事務のうち、被保険者証及び資格証明書は、資格確認書等へ改正する必要があります。

後期高齢者医療広域連合規約の変更については、地方自治法第291条の3第1項に基づき関係地方公共団体との協議を行う必要があります、このことから規約の変更に係る協議を行うため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

マイナ保険——国保と同じで、マイナ保険証一体化されるので、反対いたします。

○委員長（末永義美君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

以上で、本委員会に付託された議案4件について、審査を終了しました。

そのほか委員の皆様から所管事項について何かありましたら、御発言のほどお願いいたします。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 不燃物処理事業の関係なんですけど、美東から秋芳のほうへ

持っていくというのはできないという、こういうことを聞いておまして、何かこれ、改善できないかというふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（末永義美君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 秋枝委員の御質問にお答えいたします。

不燃物の処理についてでございますが、現行は旧美祢・秋芳・美東とそれぞれ限られた地域での処理を行っております。

これについては、以前から利便性を求める声も聞いております。今後、生活環境課を中心に、検討をさせていただけたらと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 検討するということで、いつまで検討されますでしょうか。

○委員長（末永義美君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） いつまでかということでございます。

今回、市長選挙に伴いまして、各所属から引継ぎ事項、未了事項等をまとめて提出しておりますが、副市長の指示で、毎月の部局長会議において、それぞれ進捗状況を報告するようという指示が出ております。

ですから、今の段階では、なるべく早い時期としか申し上げられませんが、1つ1つ課題を整理解決していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

○委員長（末永義美君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） もう合併して、15年近くなります。もう地域のああいり入り乱れは、そろそろ解決してほしいというふうに思っております、早い解決をお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の不燃物処理の地域枠、部外への搬入という、私も実は、この件について、住民の方から何でできないんだという話をいろいろ聞いてますし、ぜひお聞きしたいのは、例えば、なぜ同じ美祢市の中で、例えば美東だったら美東の最終処理場しか駄目だとか、秋芳は秋芳しか駄目だ。むしろ逆に、なぜ、そういうふうになってるかが私は理解できないんですね。もう1つだから、どこへ持

っていいじゃないかっていうのが、普通一般市民の方の発想だと思うんですよね。一番近いところに持っていけばいいじゃないかと。それがまだできないって、そこを、事情についてお聞きしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） それぞれ3地域にあります不燃物処理場でございますが、施設を造った段階での地元協議等の、地元とのお約束であるとか、そういったことがいまだに残っておるといふふうに聞いております。

ただ、おっしゃられるように、それを解消し、市民の皆様の利便性を高めることが今こうなっては必要だと、こちらも考えておりますので、先ほど申しましたが、早い段階で解消できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時26分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月25日

教育民生委員長